

発 言 者	発 言 内 容
事務局	<p>定刻になりましたので、平成30年第7回国東市農業委員会総会を始めたいと思います。</p> <p>資料確認 確認終了</p> <p>出席確認 本日は、委員総数15名中14名の出席です。</p> <p>農業委員会等に関する法律第27条第3項の規程により本総会は、成立することを報告いたします。</p> <p>それでは、秋国会長にあいさつをお願いし、引き続き本総会の議長をお願いします。</p> <p>(会長あいさつ)</p>
議 長	<p>議事録署名委員の指名をさせていただきます。1番 岐部委員、2番 佐藤委員を指名しますので、よろしくをお願いします。</p> <p>それでは、さっそく議案第37号 農地法第3条の規程による所有権移転の許可申請について、事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>議案第37号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、資料に基づきご説明申し上げます。</p> <p>申請番号23番 土地の所在は、国東町小原字■■■■番地■■、地目が畑、面積は54㎡、同所■■■■番地■■、地目が畑、面積は182㎡の2筆です。渡人は、国東町小原の■■■■さん(■■歳)、受人は、国東町小原の■■■■さん(■■歳)です。申請事由は、渡人は、高齢より管理が出来ないためと、受人は、自宅の前で以前から管理している当該農地を譲り受けるとなっています。売買による所有権移転です。</p> <p>次に、申請番号24番 土地の所在は、武蔵町三井寺字■■■■番地■■、地目が田、面積は662㎡、同じく三井寺字■■■■番地■■、地目が田、面積は585㎡、同じく三井寺字■■■■番地■■、地目が田、面積は1,853㎡の3筆です。渡人は、福岡県福岡市の■■■■さん(■■歳)、受人は、武蔵町成吉の■■■■さん(■■歳)です。申請事由は、渡人は、県外在住により管理できないためと、受人は、経営規模の拡大となっています。売買による所有権移転です。</p> <p>次に、申請番号25番 土地の所在は、安岐町大添字■■■■</p>

番地、地目が畑、面積が122㎡と、同じく大添字番地、地目が畑、面積が145㎡の2筆です。渡人は、国東町鶴川のさん(歳)、受人は、神奈川県横浜市のさん(歳)です。申請事由は、渡人は、空き家と一緒に農地も譲るためと、受人は、空き家バンク制度で国東市に移住し、農業を始めるためとなっています。売買による所有権移転です。

次に、申請番号26番 土地の所在は、安岐町大添字番地、地目が畑、面積が156㎡、同じく大添字番地、地目が畑、面積が181㎡の2筆です。渡人は、国東町鶴川のさん(歳)、受人は、神奈川県横浜市のさん(歳)です。申請事由は、渡人は、空き家と一緒に農地も譲るためと、受人は、空き家バンク制度で国東市に移住し、農業を始めるためとなっています。売買による所有権移転です。

最後に、申請番号27番 土地の所在は、安岐町油留木字番地、地目が原野、面積が36,017㎡の内7,434.73㎡、同所番地、地目が原野、面積が23,079㎡の内8,460.68㎡、同所番地、地目が原野、面積が57,615㎡の内20,775.68㎡の3筆です。渡人は、別府市のさん(歳)、同じく、同所番地、地目が原野、面積が381㎡です。渡人は、別府市のさん(歳)です。受人は、愛媛県新居浜市のさんです。申請事由は、渡人は、受人の希望により区分地上権の設定を許可するためと、受人は、営農型太陽光発電施設を設置する為、当該農地に区分地上権を設定するとなっています。賃借権の設定です。

議長

それでは、農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、申請番号23番から27番について、事務局から一括して説明がありましたが、ご質問やご意見はございませんか。

佐藤委員

申請番号27番について、営農型と言うのは、後で撤去できるというのが前提ですか？また、営農をしていなければ、太陽光事業者に撤去命令が出せるのですか？許可の取り消しが、農業委員会で、出来るのですか？

事務局	<p>そのとおりです。撤去して、農地に戻すことが前提となっています。放牧のための牧草地です。営農の状況については、毎年、地権を有する者の意見を付けた報告書の提出を義務付けています。もし、営農がなされていない場合は、国東市又は大分県が撤去命令を出します。</p>
議長	<p>他に何かご意見、ご質疑はありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>ご質疑が無ければ、申請番号23番から27番を一括して採決に入ります。承認される方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>議案第37号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請については、全会一致で承認されました。</p> <p>次に、議案第38号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>議案第38号 農地法第5条の規定による農地転用の許可申請について、資料に基づきご説明申し上げます。</p> <p>申請番号13番 土地の所在は、安岐町油留木字 [REDACTED] 番地 [REDACTED]、地目が原野、面積は36,017㎡の内1㎡、同所 [REDACTED] 番地、地目が原野、面積は23,079㎡の内1㎡、同所 [REDACTED] 番地、地目が原野、面積は57,615㎡の内4㎡です。渡人は、別府市の [REDACTED] さん ([REDACTED] 歳) です。同じく、同所 [REDACTED] 番地、地目が原野、面積は381㎡の内1㎡です。渡人は、別府市の [REDACTED] さん ([REDACTED] 歳) です。受人は、愛媛県新居浜市の [REDACTED] さんです。申請事由は、牧草地に営農型太陽光発電施設を設置することにより有効利用するとなっています。太陽光発電事業者の変更に伴う変更申請で、賃借権の設定によるものです。</p> <p>次に、申請番号14番 土地の所在は、国東町綱井字 [REDACTED] 番地 [REDACTED]、地目が田、面積は422㎡、同所 [REDACTED] 番地 [REDACTED]、地目が畑、面積は66㎡の2筆です。渡人は、国東町綱井の [REDACTED] さん</p>

ん( 歳)です。受人は、国東町鶴川の さん( 歳)です。申請事由につきましては、持ち家が無いので住宅を新築するためとなっています。申請地は、西と北を山林に、東を宅地に、南を農道に囲まれた農業公共投資の対象となっていない、連担性も無い小規模の農地で、第2種農地と判断しました。売買による所有権の移転です。

次に、申請番号15番 土地の所在は、安岐町明治字 番地、地目が畑、面積は662㎡です。渡人は、安岐町明治の さん( 歳)です。受人は、豊後高田市の さんです。申請事由は、遊休農地に太陽光発電施設を設置することにより有効利用するとなっています。49.5kwの発電能力を備えた施設となります。申請地は、北を宅地に、東を山林に、南を農道に、西を市道に囲まれた農地で、農業公共投資の対象となっておらず、連担性も10ha未満の小規模な農地で、第2種農地と判断しました。売買による所有権の移転です。

最後に、申請番号16番 土地の所在は、国見町岐部字 番地、地目が畑、面積が1,376㎡です。渡人は、国見町岐部の さん( 歳)です。受人は、国見町櫛来の さんです。転用目的は、農業用施設用地です。申請事由は、経営規模の拡大に伴い、現在の倉庫が手狭になった為、別に倉庫を新築するとなっています。申請地は、北と南を畑に、東を山林に、西を市道に囲まれた農地で、農業公共投資の対象となっておらず、連担性も10ha未満の農用地区域内農地となっています。このため、県の常設審議委員会に諮る必要があります。売買による所有権の移転です。

議 長

農地法第5条の規定による農地転用許可申請の申請番号13番から16番について説明がありましたが、ご質疑はございませんか。

(質疑なし)

ご質疑が無ければ、農地法第5条の規定による農地転用許可申請の採決に入ります。承認される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

	<p>議案第38号 農地法第5条の規定による農地転用の許可申請については、全会一致で承認されました。</p> <p>続いて、議案第39号 農用地利用集積計画について、事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>議案第39号 農用地利用集積計画について、資料に基づきご説明申し上げます。</p> <p>利用権の設定が、総数が15筆で38,112㎡、内訳として、田が10筆で13,775㎡、畑が5筆で24,337㎡となっています。</p> <p>新規設定は、総数が9筆で11,711㎡、更新設定は、総数が6筆で26,401㎡となっています。詳細につきましては、資料の4ページから5ページをご確認ください。</p>
議長	<p>議案第39号 農用地利用集積計画について、ご質疑等ございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは、議案第39号 農用地利用集積計画について、提案どおり承認くださる方の挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全会一致で議案第39号 農用地利用集積計画については、承認されました。</p> <p>次に、議案第40号 農地法の規定による非農地証明書の交付について、事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>それでは、議案第40号 農地法の規定による非農地証明書の交付について、ご説明申し上げます。</p> <p>申請番号39番 土地の所在は、安岐町大添字[ ]番地、地目が畑、面積は7,087㎡です。申請人は安岐町大添の[ ]さんです。申請事由については、昔はみかん山だったが、現在は竹や雑木が生え山林化しているためとなっています。</p>

	<p>申請番号40番 土地の所在は、安岐町塩屋字■■■■番地■■、地目が畑で、面積は130㎡です。申請人は、大阪府箕面市の■■■■さんです。申請事由については、平成4年に売買により取得したが、当時から雑木が生えた状態で、現在は山林化しているためとなっています。</p>
<p>議 長</p>	<p>議案第40号 農地法の規定による非農地証明書の交付について、ご質問ご意見はありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは、提案通り承認される方の挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>議案40号は、全員一致で承認されました。</p> <p>次に、議案第41号 農地所有適格法人に係る要件適格届について 事務局より説明願います。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、議案第41号 農地所有適格法人に係る要件適格届について、ご説明いたします。</p>
	<p>申請人は、武蔵町内田■■■■番地、■■■■さんです。設立は、平成■■年■■月■■日、資本金■■円となっています。詳細については、議案書をご確認ください。</p> <p>この届けは、農地を所有したい場合に提出がありますが、この法人は、当面農地の取得予定がないとのこと。</p>
<p>議 長</p>	<p>何か、ご質疑等ございますか。</p>
<p>徳丸委員</p>	<p>構成員の年齢が、わかりますか？</p>
<p>事務局</p>	<p>年齢構成は調べていませんが、大体70歳前後だと思います。</p>
<p>議 長</p>	<p>他にご質問等ございませんか。</p> <p>ご質疑等無ければ、議案第41号 農地所有適格法人に係る要件適格届について採決を取りたいと思います。承認される方の挙手をお願いします。</p>

	<p>(全員挙手)</p> <p>議案第41号 農地所有適格法人に係る要件適格届については、全員一致で承認されました。</p> <p>それでは、最後の議案になりますが、議案第42号 平成30年度秋季農作業標準賃金(案)について 事務局より説明をお願いします。</p> <p>事務局 議案第42号 平成30年度秋季農作業標準賃金(案)についてご説明します。</p> <p>昨年の秋季と変更があるのは、農繁期賃金で30年春季と同様6,200円としました。これは、大分県の最低賃金によるものです。また、草刈り賃金についても、春季で改訂したとおり1,300円としております。</p> <p>今回、乾燥糶すり選別調整について、水分量のランクが26.1%以上となっているので、ランクを増やしてほしいとの要望がありましたので、ご意見を頂きたいと思っております。</p>
議 長	<p>(意見交換)</p> <p>事務局意見をまとめてください。</p>
事務局	<p>意見を集約します。現行の26.1%以上を、26.1%から29.0%、その上に29.1%以上を新たに設けます。また、料金については、現行の休日料金26.1%以上を840円から830円に減額します。</p> <p>つまり、26.1%以上とあるのを26.1%から29.0とし、料金は平日780円、休日830円とします。そして、新たに29.1%以上を新設し、料金は平日830円、休日880円とします。</p>
議 長	<p>以上、報告のとおりでよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>それでは、以上のとおり改定をしたと思っております。</p>

議案については、以上であります。

それでは、以上を持ちまして本日の総会を終了いたします。

議 長 .....

議事録署名委員 .....

議事録署名委員 .....